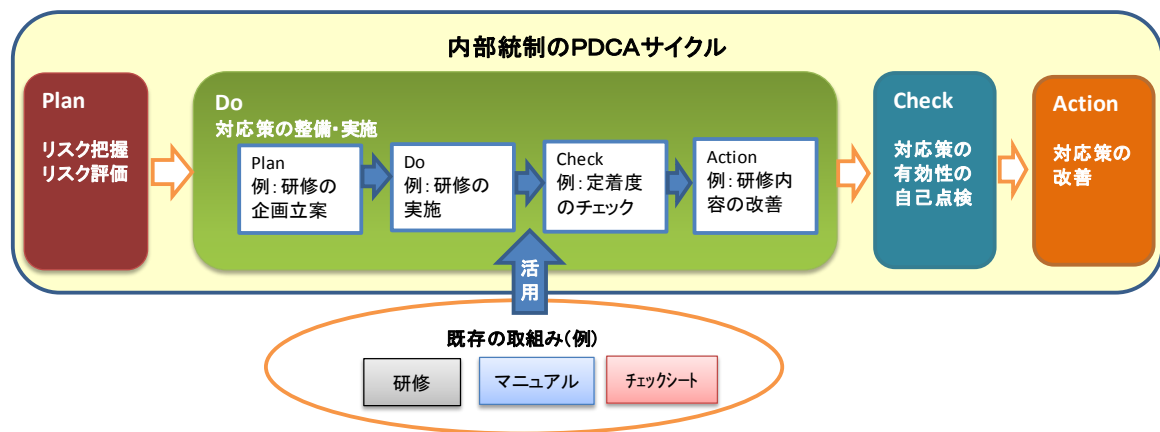


平成 27 年度 内部統制の整備・運用状況に係る報告書（選挙管理委員会）

1 はじめに

これまでコンプライアンスの確保を中心に置いて、内部統制の取組みを進めてきましたが、地方自治法第 2 条第 14 項から第 17 項の規定の趣旨等を踏まえると、地方公共団体における内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性の確保、報告の信頼性の確保、資産の保全も含むものであることから、本来あるべき内部統制を導入すべく、平成 27 年 7 月に見直しを図りました。

内部統制とは、業務上のリスク（発生することが好ましくない事象）の発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合（顕在化した場合）に適切に対応する仕組みです。内部統制を適正に整備・運用することにより、各所属が下図のような内部統制の PDCA サイクルを回し、自律的なリスク管理体制を構築することを目指しています。



2 新たな内部統制の導入

(1) 導入に向けた取組み

① 選挙管理委員会内部統制に関する基本方針の策定（平成 27 年 6 月）

コンプライアンスの確保を中心とした従来の内部統制を見直すための基本的な方針である「選挙管理委員会内部統制に関する基本方針」を策定しました。

基本方針では、「コンプライアンスの確保」のほか、「業務の有効性及び効率性の確保」、「報告の信頼性の確保」、「資産の保全」という 4 つの目的を達成するため、その手法としてリスクの把握・評価を行うなど、内部統制を整備・運用していくことを定めています。（別添資料 1 参照）

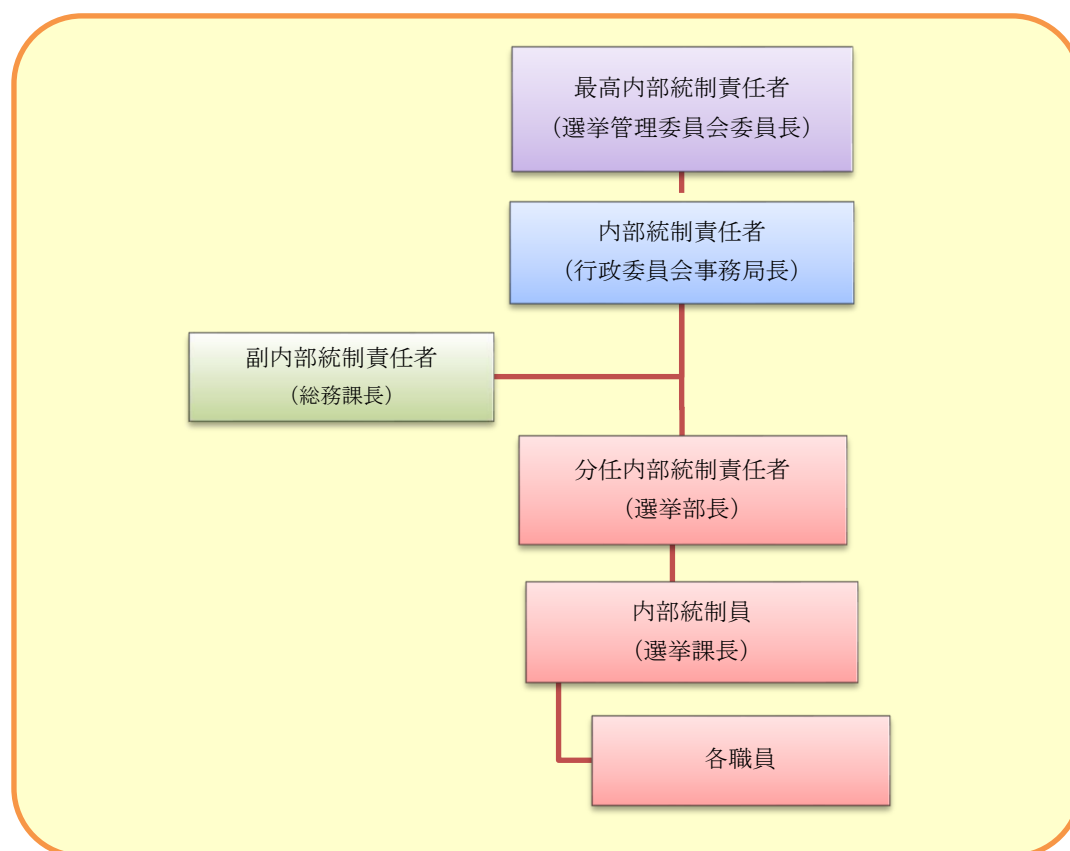
② 選挙管理委員会内部統制規程の施行（平成 27 年 7 月 1 日）

新たな内部統制を実施するための体制のほか、内部統制の基本となる事項について規定した選挙管理委員会内部統制規程を施行しました。（別添資料 2 参照）

(2) 新たな内部統制を実施するための体制

新たな内部統制における取組みを円滑に推進するため、選挙管理委員会委員長（最高内部

統制責任者) をトップとする次のような体制を整備し、選挙管理委員会内部統制規程に規定しました。



(3) 内部統制指針の策定

実施する具体的内容を「選挙管理委員会内部統制指針」として最高内部統制責任者（選挙管理委員会委員長）が決めました。（別添資料3参照）

《成果》

- 上記の体制における各構成員の役割を明確にするとともに、拘束力のある規程に規定することにより、整備・運用の実効性を担保することができました。

《課題と対応》

- ◆ 各構成員が自らの役割を十分に果たしていく必要があるため、今後、分任内部統制責任者及び内部統制員をメインターゲットとして、さらなる情報提供等を行う必要があります。

3 平成27年度の整備・運用状況

(1) 分任内部統制責任者が実施する内部統制の整備

① リスク把握・評価の実施及びリスク対応策の整備

平成27年8月に、内部統制責任者が、業務執行上のリスクの把握とその評価の実施を分

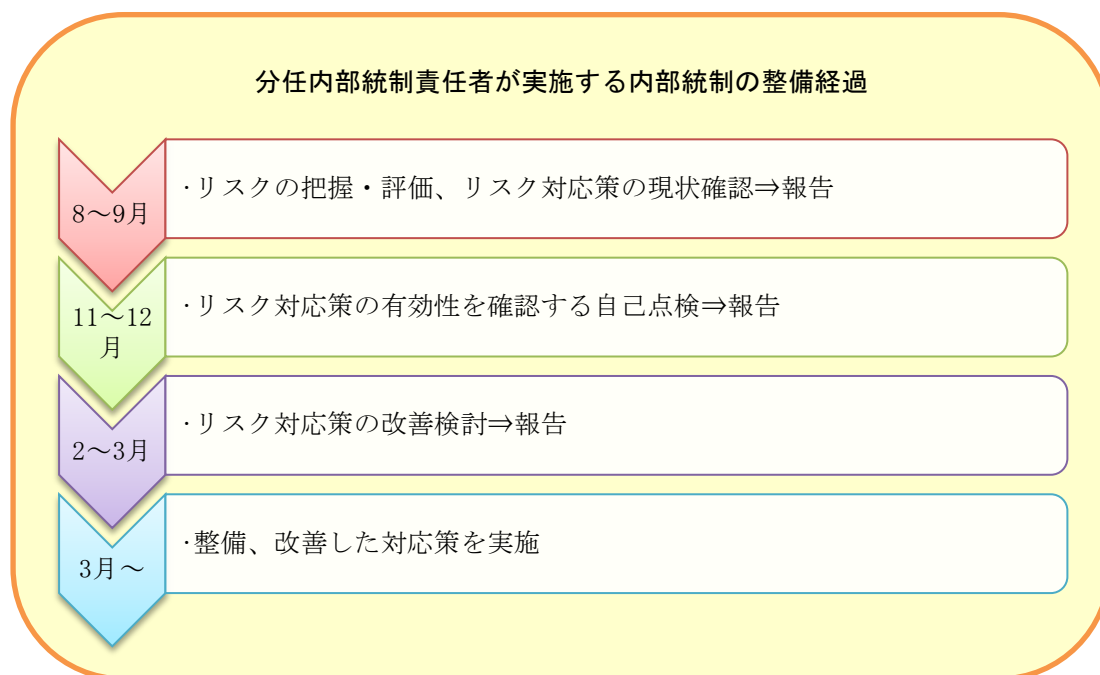
任内部統制責任者に求め、平成 27 年 10 月に、その結果及びリスク対応策の現状報告を受けました。

② リスク対応策の自己点検の実施

平成 27 年 11 月に、内部統制責任者が、整備されたリスク対応策がリスクに対して有効に機能しているかを目的とした自己点検の実施を分任内部統制責任者に求め、平成 28 年 1 月に、その結果報告を受けました。

③ リスク対応策の改善検討の実施

平成 28 年 2 月に、内部統制責任者が、整備されたリスク対応策に対する改善検討の実施を分任内部統制責任者に求め、平成 28 年 3 月に、その結果報告を受けました。



《成果》

- のべ 4（指定リスク 1、部リスク 3）のリスクに係る対応策が整備されました（別添資料 4 参照）。今後、このプロセスに従って業務を執行することにより、リスクの低減が期待されます。

《課題と対応》

- ◆ 発生しうるリスクへの有効な対応策の整備を進めるためには、自律的にリスクを洗い出し、管理しようという意識をさらに醸成する必要があります。
- ◆ リスク対応策が漏れなく実施できているか、有効に機能しているかを自己点検する必要があります。
- ◆ 分任内部統制責任者が行った内部統制の整備及び運用状況の有効性を確認するため、効果的なモニタリングの実施に向けた検討を行う必要があります。

4 平成 27 年度の総括

平成 27 年度は、新たな内部統制を実施するための体制の構築と内部統制の P D C A サイクルの導入という当初の予定を概ね達成することができたと考えています。

その結果、分任内部統制責任者が実施する、指定リスク及び部リスクに係る内部統制を整備することができました。

平成 27 年 12 月に総務局が実施した職員アンケートによると、「適切に業務が行われているか日常的にチェックを行っている」と回答した職員の割合が、昨年度から大幅に上昇（66.6%→90.9%）しており、これには新たな内部統制の導入が一定、寄与したものと考えていますが、まだ職員の内部統制に関する意識が十分でないとも言えます。

平成 28 年度以降は、導入した内部統制の更なる充実を図る必要があると考えていますが、そのための課題として、次の 4 つが挙げられます。

- (1) 内部統制の概念、意義の浸透をより一層図る必要があります。
- (2) リスク対応策の有効性の自己点検など、自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みを推進する必要があります。
- (3) 副内部統制責任者によるモニタリングを効果的に実施する必要があります。
- (4) 第 31 次地方制度調査会答申及び地方自治法改正へ対応する必要があります。

5 平成 28 年度 of 取組み

上記課題を踏まえ、平成 28 年度は、具体的に次のような取組みを進めます。

(1) 内部統制の概念、意義の浸透

総務局監察部が発行する啓発用資料や所属向けの研修等を活用し、新たな内部統制の概念、意義の周知徹底を図ります。

(2) 自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みの推進

平成 27 年度に整備したリスク対応策の有効性を、自己点検を行う機会を設けることにより、自律的な点検と改善が定着するよう取組みを進めます。

(3) 副内部統制責任者が実施する効果的なモニタリングの検討

リスクの大小等に応じて、効率的・効果的な手法によりモニタリングを実施します。

(4) 第 31 次地方制度調査会答申及び地方自治法改正への対応

第 31 次地方制度調査会答申において、最低限評価するリスクの設定については、地方公共団体が置かれている環境の変化や、内部統制体制の整備及び運用状況を踏まえて、随時、見直しを行うべきであるとされており、引き続き、部における自律的なリスク管理体制を構築していきます。

また、内部統制の最終的な目標やそれに向けたスケジュールについても、地方自治法の改正内容等を踏まえ、改めて検討、設定していくこととします。

以上の取組みを着実に進め、業務の日常的なチェックが業務活動に組み込まれるなど、内部統制が自律的に実施されている状態の達成を目指していきます。